

## 新婚生活を応援！ 住居・引越費用を助成します

安心して結婚・子育てができる環境を整備するため、結婚に伴う住居費などの費用を助成しています。

### 対象

次の要件を全て満たす方

- 令和2年1月1日～令和3年3月31日の間に婚姻届を提出・受理された世帯
- 夫婦の所得の合計が340万円(年収480万円程度が目安)未満の世帯
- 申請時に夫婦の双方または一方が、新婚生活を送る市内の住所で住民登録している世帯
- 過去に夫婦の双方が当助成または他自治体による同種の助成を受けていない世帯

### 対象経費

令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に支払った次の費用

- 住宅購入費用(建物のみ)
- 住宅賃借費用(賃料、礼金、共益費、仲介手数料)
- 引越費用(引越業者または運送業者への支払い実費)
- 他の公的制度による助成を受けている費用は対象外です。
- 助成金交付申請時に支払済の費用が対象です。

**助成額** 1世帯30万円(限度額)

**申込** 申請書に領収書などの必要書類を添えて提出してください。申請書類は市(HP)からダウンロードできます。

**問合せ** 協働推進課 ☎35-3412 広報ID 1010645



## ご意見をお寄せください パブリックコメント(市民意見の募集)

**案件名** 高山市国土強靱化地域計画の策定

**閲覧場所** 市(HP)、危機管理課(本庁4階)、市民コーナー(本庁1階)、各支所、市図書館「煥章館」、市民文化会館、ビッグアリーナ、女性青少年会館(休館日を除く各施設の開館時間内)

**提出方法** 所定の様式にご意見を記入のうえ、11月24日(火)までに窓口・郵送・FAX・MAIL

**問合せ** 危機管理課 ☎35-3345 FAX 35-3174  
MAIL:kikikanri@city.takayama.lg.jp

## 高齢運転者の急発進等抑制装置の 設置に助成します

高齢運転者の交通事故防止を図るため、後付けの急発進等抑制装置の設置にかかる費用を助成します。



**対象** 75歳以上で自動車運転免許証を所有する市民(令和3年3月末までに75歳になる方を含む)

### 対象車両

- 普通自動車、小型自動車または軽自動車で個人の用途に供するもの
- 自動車検査証に「自家用」と記載があること
- 自動車検査証に記載されている所有者または使用者名と運転免許証に記載されている氏名が同一であることなど

**対象経費** 令和2年4月15日以降に設置した国土交通省の認定を受けた「後付けの急発進等抑制装置」の購入・設置に要する経費

**助成限度額** 1万円(1人1台1回限り)

**申込** 令和3年3月15日(月)までに申請書を提出してください。申請書は協働推進課(本庁3階)や各支所、(HP)にあります。

**問合せ** 協働推進課 ☎35-3412 広報ID 1011891

## ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度を導入しています

車椅子使用者用駐車区画について、障がいのない方が駐車することなどにより、障がいのある方が駐車できない問題が発生していました。県では、こうした課題に対応するため、車椅子使用者用駐車区画やプラスワン区画を利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に利用できる利用証を交付する制度を導入しています。下記の表示がある駐車区画への駐車にご配慮をお願いします。

**対象** 車椅子使用者用駐車区画…車椅子を利用される方  
プラスワン区画…障がいのある方、難病の方、介護を要する方  
妊婦の方、けがや病気により歩行が困難な方

**市内の利用場所** 市役所本庁および支所、総合福祉センター、きりう福祉センターなどの駐車場のうち、「車椅子使用者用駐車区画」や「プラスワン区画」のマークで示された区画

**利用証の交付** 交付申請が必要です。県地域福祉課への郵送での申請のほか、飛騨県事務所福祉課(上岡本町7)窓口で受け付けします。県で交付した利用証は、同様の制度を実施する他の府県でも利用できます。詳細は県HPをご覧ください。

**問合せ** 県地域福祉課 ☎058-272-8261

この表示が目印



車椅子使用者用駐車区画 プラスワン区画